

“Japanese Journal of Social Welfare(英文誌)”投稿要領

前文

『社会福祉学』は、日本社会福祉学会によって年に4号刊行されている。この機関誌には、社会福祉のあらゆる領域における社会福祉についての知見の発展と社会福祉実践の周知に貢献し、特に日本を含むアジア太平洋地域の諸国の諸課題に焦点を当てた学術研究が、原著論文として掲載されている。

2013年から英語で執筆された論文のみを収録したもの(“Japanese Journal of Social Welfare”以下「英文誌」と略)を、『社会福祉学』の特別号としては刊行することになった。英文誌は日本社会福祉学会のホームページで公開する電子媒体として刊行される。

英文誌は日本社会福祉学会(以下「学会」と略)の事業の一部であるため、英文誌に投稿を希望する者は、共著者も含めて、会員資格を得ていなければならない。

投稿論文の掲載については、査読委員による査読を経て編集委員会がおこなう(査読以前に、エディターズ・キックがおこなわれる場合もある)。査読結果によっては、修正を求められることもある。最終的な決定は編集委員会によっておこなわれる。受付不可となった投稿論文については、投稿者からの求めがなければ返却しないこととする。

投稿論文の種別

- 1.総説論文:社会福祉とソーシャルワークのあらゆる領域における学術研究の進歩のための論文のレビューとコメントがおこなわれたものであり、4,000語を上限とする(このカウントには図表と参考文献は含まれない)。図と表は、合計して6つを超えてはならない。
- 2.原著論文:オリジナルな調査研究の成果が記載された論文であり、未発表のものに限るが、抄録がある場合は許容される。4,000語を上限とする(このカウントには図表と参考文献は含まれない)。図と表は、合計して6つを超えてはならない。

執筆要領

最初から英語で執筆した論文を投稿する場合には、ダブルの書式で余白を広くとり、ページの片方に行番号を記載する。最初は日本語で執筆した論文を投稿し、査読と編集委員会による掲載決定後に英語に翻訳する場合には、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従うこととする。なお、最初から英語で執筆した論文を投稿する場合には、専門分野が一致する査読委員を得られず、査読に至らないリスクもあるため、編集委員会は投稿者に、最初は日本語で執筆した論文を投稿し、査

読と編集委員会による掲載決定後に英語に翻訳することを強く推奨する。(日本語と英語のどちらで査読するのは査読者が選択することとする)

最初から英語で執筆した論文を投稿する場合には、投稿論文はネイティブチェックを受ける必要があり、投稿者はネイティブチェックを受けたことを証明する書類を提出しなければならない。ただし最初には日本語で執筆した論文を投稿し、査読と編集委員会による掲載決定後に英語に翻訳する場合には、ネイティブチェックと証明する書類の提出は、掲載が決定された後におこなうものとする。なお、掲載決定後の日本語で書かれた論文を英語に翻訳する段階における記載事項の変更は認められない(編集委員会はそのような変更点がないかを確認する)。学術的な専門用語の翻訳についても、編集委員会が確認する。

1. タイトルを書いたページ等の記載事項

タイトルを書いたページには、タイトル以外に図表と参考文献を除いた本文の単語数と、図表の数のみを記載し、投稿者の所属と氏名、会員番号を記載しないこと。投稿者の所属と氏名、会員番号はタイトルが記載されたページとは別の、表紙に記載すること。なお掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先(電子メールアドレス)を脚注に入れるが、希望しない場合はその旨を明記すること。

2. 抄録を書いたページの記載事項

抄録(研究の目的、方法、結果と結論)を記載し(上限 200 語)、キーワード(6 語以内)を記載する(無記名)。

3. 図表

図表にはタイトルを付け、アラビア字体の算用数字で、図 1, 図 2 などと通し番号を付けて、本文とは別のページに記載することとする。

4. 参考文献

投稿論文の執筆者は参考文献を正確に参照することに、特段の注意を払わなければならない。引用と参照したページを本文中に記載する際には、該当する文献の著者の姓(family name)と出版年、ページを記載すること。例えば、(Smith 1928 : 21—2)など。

本文中で引用されるすべての文献については、本文の後に姓(family name)によりアルファベット順で記載すること。同一の著者による文献を複数参照した場合には、出版年が古いものから順に記載し、同じ年に同一の著者が執筆した文献が複数存在する場合には、著者名と出版年の後に a, b, c などをつけて判別できるようにすること。

引用した文献が、参考文献一覧に確実に記載されていることを確認し、雑誌や書籍のタイトルなども性格に記載すること。非英語圏の参考文献が含まれる場合には、その本や論文のタイトルを英語に翻訳すること。

例 Shirasawa M. (1991) “Development of Case Management in Japan” Japanese Journal of Community Care 4(in Japanese)

著書の記載方式

Cimpton B.R. Galaway B. (1979) “Social Work Process(2nd ed.)” Hpmewood, Dorsey Press

編著論文の記載方式

Maluccio A. N. (1985) “Education and Training for Child Welfare Practice” In : Laid J. Hartmann A, ed. “A Handbook of Child Welfare” Free Press

雑誌論文の記載方式

Midgley J. (2001) “The United States : Welfare Work and Development” in : “International Journal of Social Welfare” 10(4)

なお、以上の規定は投稿論文が英語で執筆された段階についてのものであり、最初は日本語で書かれた論文を投稿し、掲載決定後に英語に翻訳する場合には、投稿の段階では「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従うこと。

著作権

英文誌に掲載された著作物の著作権は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。なお、投稿者が他者の業績から引用する、あるいはイラストレーションや図表を書籍や雑誌論文などの出版物から複製したい場合は、著者の著作権を侵害していないことを確認すること。

一般的には投稿者は他の著作物から引用することはできるが、投稿者が相当な分量の要約や図表、イラストレーションを複製したい場合には、著作権者からの許諾を得ておくこと。もし著作権者が引用部分や複製されたものの著者でない場合には、その著者にも許諾を得るように努めることを推奨する。公刊されていない私信や原稿などの著作物もまた著作権を保護されるべきであり、許諾を得ることなく出版されてはいけない。いかなる借用物についても、適切な周知がなされなければならない。

倫理的配慮と利益相反

投稿者は「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」ならびに「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守し、その旨を本文にも記載すること。

投稿者は以下の規程や要領、注意事項に記載された事項を、遵守すること。

「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集規程」

「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集委員会規程」

「一般社団法人日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿要領

「機関誌『社会福祉学』執筆要領」(別添〔引用法〕を含む)

「投稿受領から掲載までのフローチャート」

「投稿チェックリスト」

「投稿にあたっての注意喚起」

「再投稿にあたってのお願い」

「博士論文と投稿論文との関連について」

「エディターズ・キックの導入について」

「『社会福祉学』への投稿論文における研究倫理に関する記述について」

論文の投稿にあたって

英文誌への論文の投稿にあたっては、既に他所で公開された著作物との関係についての配慮を怠ってはならず、既に他所で公開された著作物に記載されていないオリジナルな内容を含まなければならない。

校正時の注意事項

投稿者による校正はスペルミスなどがなく正確に記載されているかを確認するためのものであり、校正の段階では前述の目的以外に、査読と修正後の論文を変更することは認められない。校正原稿の提出の遅れによって英文誌の公刊が遅れてはならないので、もし校正原稿が提出期限までに提出されない場合には学会はそれを待たずに公刊の手続きを進めるものとする。

論文の受付時期と投稿先

日本社会福祉学会の HP の「学会誌について」の「英文論文特別号のご案内と投稿のお誘い」をご参照ください。

規程の変更

本要領の変更は、一般社団法人日本社会福祉学会機関誌編集委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。